医療法人社団三栄会に係る債権の弁済受領完了について

2014 年 9 月 26 日 株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構(旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。)は、地域経済活性化支援委員会の決定を経て、下記の再生支援対象事業者に係る債権の弁済受領を行うこととしました。これにより、機構が再生支援対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなります。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称 医療法人社団三栄会

2. 経緯

再生支援対象事業者につきましては、2012年4月5日に株式会社企業再生支援機構法(平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。)第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年6月7日に法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行いました。

その後、機構は再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、機構が保有する債権について弁済受領する決定に至ったものです。本決定を受けて、本年9月中に債権の弁済受領が完了する予定です。

3. 債権額等

機構は、事業再生計画に沿って行った再生支援対象事業者に対する元本総額 244 百万円の新規融資に係る債権に関し、事業収益による一部弁済(61 百万円)を受けていましたが、今般、残債権全額に当たる 183 百万円の弁済を受け、全額完済となる予定です。

4. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣: 意見なし